

建設省経建発第230号
平成12年12月4日

各都道府県主管部局長あて

建設省建設経済局建設業課長

営業所専任技術者になりうる者の範囲の拡大に伴う措置について

標記については、本年12月4日付け建設省告示第2276号(以下「告示」という。)をもって昭和47年建設省告示第352号「建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件」を改正し、管工事業に係る営業所専任技術者になりうる者として、新たに、水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者を追加することとした(平成13年1月4日から施行)。

また、同日付け建設省令第46号をもって建設業法施行規則を改正し、そのような給水装置工事主任技術者について、新たに独立した有資格区分コード(別表(二)については「65」、別表(四)については「265」)を定めることとした。

これらの改正に伴い、貴職におかれては、下記の事項に留意のうえ、今後の事務処理に当たって遺憾のないよう措置されることを願います。

記

1. 施行日以前に許可の申請をした者の取扱い

平成13年1月4日より前に法第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)の申請をした者の当該申請に係る法第7条第2号ハに掲げる基準については、平成13年1月4日以後も告示による改正前のものによること。

2. 経営事項審査の取扱い

今般の措置により営業所専任技術者になりうる資格を新たに取得した者については、平成13年1月4日以降を審査基準日とする経営事項審査に係る申請から、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(平成6年建設省告示第1461号)第一の三の3に該当する

者として、経営事項審査における評価の対象となること。

また、今般の措置は建設業の許可の基準を改正するものであり、経営事項審査の基準自体を改正するものではないため、今般の措置に関して建設業法施行規則第20条第2項の規定は適用がないこと。

3. 行政手続法に基づき公表する許可基準の改定

今般の措置に伴い、「建設大臣による建設業の許可の基準及び標準処理期間の公表等について」(平成6年9月30日付け建設省経建発第289号)を別添のとおり改正したので、行政手続法第5条第3項の規定により、建設大臣に対する許可の申請が経由される貴職の事務所においては、その旨公にされておく必要があること。